



# 島根県報

平成20年11月28日（金）

号外 第 141 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例施行規則

（医 療 対 策 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例施行規則（規則第80号）

## 1 規則の概要

- (1) 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所（以下「診療所」という。）の診療日及び診療時間は、毎月第1木曜日（県の休日を除く。）の午前10時30分から午後零時30分までとすることとした。ただし、診療所の所長が特に認めた場合は、この限りでないこととした。（第2条関係）
- (2) 診療所の診療を受けようとする者は、希望する診療日及び診療時間を診療を希望する日の前日（当該日が県の休日に当たるときは、その前日）の午後零時までに予約しなければならないこととした。（第3条関係）

## 2 施行期日

平成21年1月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例施行規則をここに公布する。

平成20年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第80号**

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例施行規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例（平成20年島根県条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（診療日及び診療時間）

**第2条** 条例第2条第2号の診療に係る診療日及び診療時間は、毎月第1木曜日（県の休日（島根県の休日を含める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前10時30分から午後零時30分までとする。ただし、島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所長（以下「所長」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

（診療の予約）

**第3条** 条例第2条第2号の診療を受けようとする者は、前条に規定する診療日及び診療時間（同条ただし書の規定により所長が特に認めた診療日及び診療時間を含む。）のうち希望する診療日及び診療時間をその日の前日（当該日が県の休日に当たるときは、その前日）の午後零時までに予約をしなければならない。

（委任）

**第4条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、所長が定める。

**附 則**

この規則は、平成21年1月1日から施行する。